

令和 5 年 3 月 30 日

守口市小規模保育事業（A 型・B 型）設置・運営事業者募集要項

守口市こども部こども施設課

1 募集の目的

第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しにおいて、令和 5 年度及び令和 6 年度の保育の量の見込みとそれに対する確保方策を算出したところ、今後更なる確保方策が必要との結果が得られました。

また、令和 5 年 4 月保育施設等利用申込受付では、利用申込者数が急増しており、令和 5 年 4 月 1 日時点の待機児童（厚生労働省定義）の発生が見込まれる状況です。

守口市（以下「本市」という。）では、現在、「いつまでも住み続けたいまち 守口」の実現に向けて、0 歳児からの就学前教育・保育の無償化等により、将来的に子育て世帯（世代）の転入・定着を政策的に奨励しており、民間事業者を活用し新たな保育の受け皿を確保することで、待機児童への早期対応とその解消及び本市におけるさらなる子育て環境の充実を図るため、小規模保育事業 A 型又は B 型を運営する事業者を募集します。

2 募集概要

（1）募集事業

児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業で、守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）に規定する小規模保育事業所 A 型又は B 型

（2）事業の募集地域及び事業所数

募 集 地 域 守口市内全域

募集事業所数 今回の募集では募集事業所数は設けません。

※複数事業者から応募があり、いずれも要件を満たしている場合は、第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し結果及び令和 5 年 4 月 1 日現在の未利用児童数の状況等を勘案のうえ、認可判断ないし認可時期を見送ることもあり得るものとします。

(3) 募集施設定員数

定員 6 人以上 19 人以下（0 歳児～2 歳児）

(4) 開設日

令和 5 年度中できるだけ早期に開設することを原則とする。

(5) 開園時間

1 日 11 時間以上

3 募集条件

(1) 事業者の応募資格等

児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業について、同法第 34 条の 15 第 2 項の規定による認可を受けることを希望している者で、条例に規定する小規模保育事業所 A 型又は B 型の運営を開始することを希望し、下記の①から③の条件をすべて満たすもの（法人格の有無は問わず、個人運営も可とする）。

① 下記のいずれかの条件を満たすこと。

(ア) 令和 5 年 4 月 1 日現在で、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県で保育所、幼稚園、認定こども園又は小規模保育事業のいずれかの運営実績があること。

(イ) 令和 5 年 4 月 1 日現在で、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県で児童福祉法第 59 条の 2 に規定する認可外保育事業所の運営実績があり、かつ、同法第 59 条に規定する事業停止命令等を受けていないこと。

② 事業者が社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法等を熟知し、保育事業に熱意を持ち、小規模保育事業の運営を適切に行う能力を有すること。また、実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

③ 本市の子育て支援行政をよく理解し、市の施策に対し協力できること。また、事業実施場所の近隣住民と積極的に信頼関係を築くこと。

④ 現に、事業者が運営している施設において、所管庁等による直近の監査・実地指導等で、文書による重大な指摘を受けていないこと。ただし、指摘を受けていた場合でも、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていないものと同様に扱う。

⑤ 事業者に社会的信望があり、適切な保育事業の運営が期待できること。

⑥ 事業を実施するために必要な経済的基盤があり、次に掲げる内容を満たしていること。

- (ア) 財政内容が適正であり、法人税、所得税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (イ) 直近の会計年度において3年以上連続して損失を計上している事業者でないこと。
- (ウ) 小規模保育事業運営費の概ね1か月分以上に相当する資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通・定期預金等）により保有していること。
- (エ) 施設の使用開始期間から1年間の賃借料に相当する額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通・定期預金等）により保有していること。
- ⑦ 資金計画及び事業計画が適正であること。
- ⑧ 児童福祉法第34条の15第3項第4号に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。
- ⑨ 小規模保育事業を行うために必要な土地又は建物について、貸与を受ける場合は、当該土地又は建物は、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できるものであり、かつ、それらの賃借料は適正な金額であること。
- ⑩ 労働関連法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けている事業者ではないこと。ただし、過去、摘発又は勧告等を受けた場合でも、現在、適正な改善等がされている場合はこの限りではない。
- ⑪ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑫ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑬ 守口市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

(2) 欠格事項

応募者が次の要件に該当する場合は、選定の対象から除外する。

- ① 本募集要項に定める応募資格や条件等に反する内容で応募した場合。
- ② 提出書類の不備又は記載内容に虚偽があった場合。
- ③ 応募後に、本市の指示事項に正当な理由もなく従わない等、保育事業の適切な実施が困難と判断した場合。
- ④ 本市の承諾なく、事業計画の内容等を変更した場合又は大幅な変更が生じた場合。
- ⑤ 申請者及び申請者の代理人並びにその関係者が、選定審査に関する不当な要求等を行った場合。

- ⑥ 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合。
- ⑦ その他不正な行為があった場合。

4 施設の整備に関する条件

- (1) 申請者が自ら所有する又は賃借する物件であること。賃借の場合は、安定的かつ継続的な賃借が可能なものであること。
- (2) 施設は、開所予定日までに開所すること。保育を実施するために改修が必要な場合については、開所までの期間内に完了できるよう改修計画の内容を精査すること。
- (3) 施設の改修は、防音及び振動に対する措置を行うこと。
- (4) 施設の設備は、条例に規定する小規模保育事業所A型又はB型の基準を満たすこと。
- (5) 建築基準法、消防法その他関係法令の要件を遵守すること。
- (6) 既存建物である場合は、建築検査済証によって完了検査が行われたことが確認できること。なお、建築検査済証を紛失している場合は、建築確認台帳記載事項証明により完了検査が行われたことが確認できること。
- (7) 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物又は耐震診断などによって新耐震基準を満たすことが証明できる建物であること。
- (8) 事業実施にあたって、土地・建物の賃借又は取得を予定している場合は、事業を開始する際に当該土地・建物の使用ができることを証明できる書面（合意書や協議書など）の写しを提出すること。
- (9) 施設の開所準備は、費用負担を含め事業者において行うこと。

5 施設の運営に関する条件

- (1) 施設の運営については、条例に規定する小規模保育事業所A型又はB型の基準を満たすこと。

(2) 小規模保育事業所の定員は6人以上19人以下とする。保育対象児童は3歳未満児とし、原則、0～2歳児までの定員を設けること。なお、定員構成については、0歳児≤1歳児≤2歳児とし、未利用児童等の状況を踏まえ、市と協議のうえ、最終的に決定するものとする。

(3) 保育士、嘱託医及び調理員を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する又は連携施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。

(4) 保育士等の配置は次のとおりとする。

		小規模保育事業A型	小規模保育事業B型
施設長		必置（保育従事者と兼務可）	
保育従事者	資格	保育士（※1）	保育士（※1）+保育従事者（※2）
	配置基準	【0歳児】 乳児3人につき1人 【1歳児、2歳児】 幼児6人につき1人 ※上記に加え、保育従事者を1名追加で配置すること。 ※子育て支援員研修は本市においても実施予定あり。	
嘱託医		必置 ※児童の健康診断や健康管理に関する支援を連携施設の嘱託医から受ける場合は置かなくてよい。	
調理員等		必置 ※調理業務の委託、連携施設からの搬入を行う場合は置かなくてよい。	

※1 保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。

※2 本市が指定する子育て支援員研修を修了すること。

(5) 開所日は、月～土曜日とし、日曜日及び祝日並びに年末年始（12月29日から1月3日）は閉所日とする。なお、事業所の取組みとして、日曜日及び祝日並びに年末年始に開所することを妨げるものではない。

(6) 開所時間は11時間以上とし、必要に応じ延長すること。

- (7) 給食は、原則として自園調理（施設内において調理業務の全部を委託する場合を含む。）で行うこと。なお、調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号厚生省家庭局長通知）」を遵守すること。
- (8) 自園外で調理された給食の外部搬入は、連携施設又は近接の同一系列の法人等が運営する保育施設、社会福祉施設、医療機関の場合のみ可能とする。
- (9) 給食におけるアレルギーの対応は、除去食、代替食などにより、子ども一人ひとりの状況に応じたものとする。
- (10) 必要な医薬品その他の医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。
- (11) 利用児童に対しては少なくとも年2回の健康診断を実施すること。
また、職員への健康診断についても、最低年1回実施し、給食業務に携わる者は毎月検便を行うこと。
- (12) 事業者は、児童の日々の利用状況を的確に把握すること。また、保護者等との交流を図り、保育従事者と保護者等が日々の利用状況を適切に伝え合う体制を整え、保護者等の意見を保育運営に反映させること。
- (13) 障がいのある児童や支援の必要な児童の園への受入れを積極的に行うとともに、個別の指導計画や支援計画を作成し、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮した保育を実施すること。また、障がいのある児童の数及び障がいの程度に応じて、職員を加配すること。
- (14) 保育士等の資質向上のため、研修の機会を確保し、市が実施する研修会等にも積極的に参加すること。
- (15) 保護者への費用負担は、原則として、市があらかじめ認めた費用以外を求めないこと。また、保育に必要な日用品、文房具などの物品の購入に要する費用、行事の参加に要する費用等の徴収を行う場合は、保護者に事前に説明を行ったうえ、同意を得ること。

- (16) 開所予定日までに保育内容の支援（集団保育、代替保育等）及び3歳児以降の受入れを担う連携施設（民間の保育所・幼稚園・認定こども園）を確保すること。なお、連携施設の確保が開所予定日までに出来ない場合は、令和7年3月31日までに連携施設を確保するための計画書等を提出すること。
- (17) 保育中における防音・振動の対策を講じるとともに、近隣住民への説明や、問合せに丁寧に対応すること。
- (18) 保護者の送迎については、近隣住民の迷惑とならないよう配慮し、職員及び関係者に注意喚起するとともに、保護者に対して理解と協力を求めること。
- (19) 保育中の利用児童の事故等に備えて、損害賠償責任保険に加入すること。
- (20) 事業者が複数の事業を運営している場合は、小規模保育事業における会計は、その他の事業会計と区分すること。
- (21) 開所前に児童の入所を希望する保護者等へ園の運営方針等を説明・周知する機会を設け、園の運営方針等を理解したうえで、当該保護者が本市こども施設課窓口での入所申込みを行うことができるよう配慮すること。

6 応募方法等

(1) 募集要項等の配布

- ① 配布期間 令和5年3月30日（木）～令和5年5月10日（水）
- ② 配布方法 募集要項等は市ホームページからダウンロードすること。

(2) 応募書類の受付

- ① 受付期間
令和5年3月30日（木）～令和5年5月10日（水）
※ 受付期間中の受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。
- ② 受付方法
守口市役所3階北エリアこども施設課まで応募書類を持参すること。

(3) 応募書類

応募書類は別紙一覧表のとおり。また、書類の提出にあたっては以下のとおりとする。

- ① すべてA4又はA3サイズ（A4サイズに折り込む）とすること。
- ② 別紙一覧の順番に並べ、様式ごとにインデックスを付け、A4フラットファイルに綴じること。
- ③ ファイルの表紙に「守口市小規模保育事業（A型・B型）応募書類」と記載したうえ、応募事業者名を記載すること。
- ④ 正本1部・副本4部のあわせて5部を作成すること。

（4）応募書類提出に係る注意事項

- ① 受付期間内にすべての応募書類を提出すること。また提出された書類は返却しない。
- ② 受付期間後の応募書類の提出は受理しない。
- ③ 応募書類の作成など申込みのために生じる一切の費用は事業者の負担とする。
- ④ 応募書類の提出後に辞退する場合は、必ず書面にて届け出ること。
- ⑤ 募集要項及び応募書類について質問がある場合は、電子メールにて送信すること。電話、来庁など口頭による質問は受け付けません。また選定委員会の審査基準等に関する質問には回答いたしません。
質問の受付締切日 令和5年4月28日（金）午後5時必着
※ 質問及び質問に対する回答は、随時本市ホームページにて公表します。
- ⑥ 選定の過程で、追加資料等を提出していただくことがあります。

7 選定方法及び結果

（1）事業者の選定及び選定基準

守口市教育・保育施設及び地域型保育事業所設置者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募書類について審査し、事業者を選定する。

なお、選定にあたっては、書類審査に加え、事業者にヒアリング審査を実施する。

※ 開所予定時期や審査状況によって、事業者決定時期が前後することがあります。

（2）選定結果

選定結果は応募者に文書で通知する。

(3) その他（選定の取消し等）

市は、決定事業者が本募集要項内の事項に反する重大な背徳行為があったとき、又は適切な保育事業の実施が困難と判断したときは、実施事業者の決定を取り消すことができるものとする。この場合、事業者は既に要した費用の弁済を求めることはできないものとする。（選定の結果、市が認可について見送る場合についても同様とする。）

8 その他の重要事項

- (1) 選定された事業者は、近隣住民との連携、調整を十分に行うこと。
- (2) 選定された事業者は、自ら施設整備と設置認可等に係る諸手続きを行うこと。なお、事業認可については、本選定をもって認可を確約するものではありません。
- (3) 事業計画の変更は原則として認められないため、変更する場合は必ず本市と事前に協議すること。なお、開所予定日に保育事業を実施できない場合、そのことにより生じる一切の責任や損害は事業者が負担すること。
- (4) 事業者選定後、事業の実施を取りやめる場合は、市と必ず事前協議の上、速やかに辞退届を出すこと。

9 担当課

守口市こども部こども施設課

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2-5-5

守口市役所3階北エリア TEL：06-6992-1658（直通）

FAX：06-6992-1400

E-Mail：Mori_hoiku@city-moriguchi-osaka.jp

(参考)年度ごとの未利用児童数等の内訳

※未利用児童：特定教育・保育施設等（保育所部分）の利用申込みをしたが、本市の利用調整の結果、特定教育・保育施設等（保育所部分）の利用に至っていない者

※エリアごとの児童数は、未利用児童の居住地で振り分け

①令和5年4月未利用児童数の内訳(R05.03.22時点)

(単位:人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
未利用児童数	58	208	111	13	5	0	395
東部エリア	22	74	40	1	1	0	138
中部エリア	16	74	32	3	1	0	126
南部エリア	20	60	39	9	3	0	131
待機児童 (厚生労働省定義)	現在集計中						

②令和4年4月未利用児童数等の内訳

(単位:人)

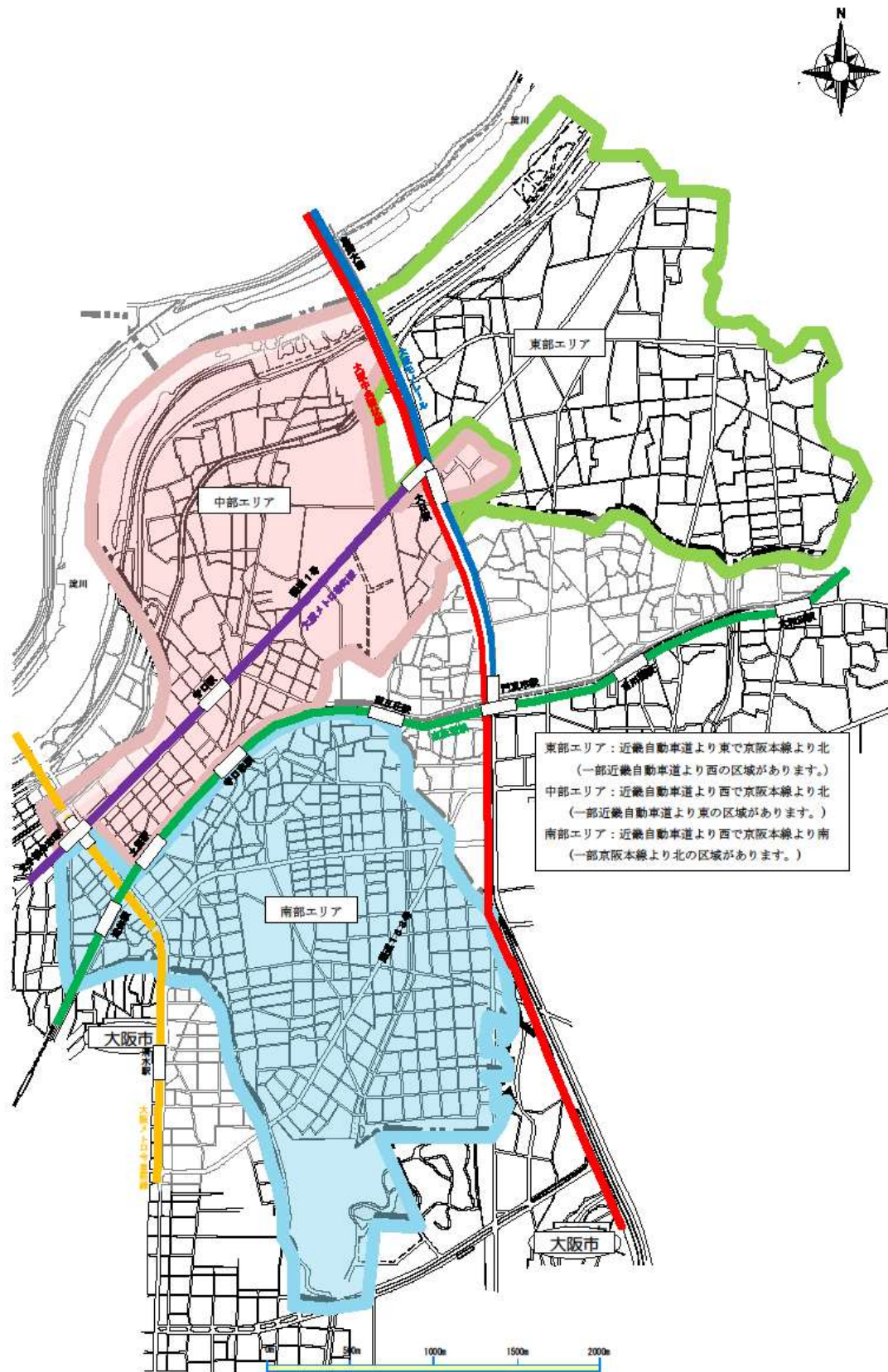
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
未利用児童数	41	112	38	18	0	0	209
東部エリア	11	39	13	5	0	0	68
中部エリア	12	30	8	8	0	0	58
南部エリア	18	43	17	5	0	0	83
待機児童 (厚生労働省定義)	0	0	0	0	0	0	0

③令和3年4月未利用児童数等の内訳

(単位:人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
未利用児童数	34	62	42	8	0	0	146
東部エリア	15	24	18	1	0	0	58
中部エリア	7	20	9	2	0	0	38
南部エリア	12	18	15	5	0	0	50
待機児童 (厚生労働省定義)	0	0	0	0	0	0	0

(参考) 市内各エリアの範囲



○応募書類一覧

- ・守口市小規模保育事業（A型・B型）設置・運営事業者募集申込書
- ・下記添付書類

添付書類

- 1 事業者運営状況（別紙1）
【添付書類】
 - ・直近3年の決算書類（個人の場合は直近3年の確定申告書の写し）及び事業開始年度の予算書（予算書を作成していない場合は費目別の収支予算が分かるものを添付）
 - ・1年間の賃借料に相当する額と年間事業費の1/2以上に相当する額の合計額を普通預金、当座預金等により有していることを示す証明書を添付（金融機関発行の残高証明書）
- 2 経営者一覧表（別紙2）
- 3 経営者履歴書（別紙3）
- 4 事業者が運営する施設一覧（別紙4）
- 5 監査状況（別紙5）
【添付書類】
 - ・所官庁の指摘内容を示す文書（写しの場合は原本証明） ※直近のもの
 - ・指摘に対する解決策として示した文書（写しの場合は原本証明） ※直近のもの
- 6 収支予算計画書等（別紙6）
【添付書類】
 - ・開園のために資金を借り入れる場合は、返済のための借入金返済計画書（任意様式）
- 7 職員体制計画書（別紙7）
【添付書類】
 - ・職員採用確約書 ※応募段階で、採用職員が決定していない場合のみ提出
- 8 各室面積表（別紙8）
【添付書類】
 - ・事業所の付近見取図（同一敷地内に建物及び屋外遊戯場が設置されていない場合は、子どもの移動時の安全確保等について記載したものを添付すること）
 - ・平面図（各室の用途（0歳児室など）及び面積が分かるもの）
- 9 連携施設確約書（別紙9）
※連携施設に関する経過措置を適用する場合は、別紙9に代えて、連携施設の確保に対する考えや見通しを示したものを提出すること。
- 10 児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に該当しない旨の誓約書（別紙10）
- 11 小規模保育事業（A型・B型）を設置・運営するに当たっての考え方（別紙11）
- 12 土地及び建物の登記簿謄本（登記事項全部証明書）
- 13 建物の検査済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は建築物台帳等記載事項証明書）
- 14 耐震性があることを証明する書類（昭和56年5月31日以前に建設された既存物件において事業所を開設する場合のみ必要）
- 15 無償の貸与又は使用許可を受ける事を証明する書面の写し、賃貸借契約書の写し（不動産の貸与を受ける場合のみ必要）
- 16 法人若しくは株式会社の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び定款（法人及び株式会社の場合に必要）
- 17 住民票の写し（個人の場合に必要）